

令和4年度志摩市地域公共交通会議 第2回全体会 事項書

日時： 令和4年12月16日（金） 14時～

場所： 志摩市消防本部 会議室

1. 開会

2. 協議事項

- ① 地域公共交通確保維持改善事業の事業評価について
【資料1】
- ② 路線バス「志島循環線」の運賃設定見直しについて
【資料2】

3. 報告事項

- ① 志摩市地域公共交通計画の策定について
【資料3】
- ② 英虞湾定期航路の定期券割引率の改定について
【資料4】

4. その他

生活交通確保維持改善計画（離島航路確保維持計画）について

1. 地域公共交通確保維持事業

「地域公共交通確保維持事業」は、存続が危機に瀕している地域公共交通について、地域の特性・実状に応じた交通手段の確保・維持を図るための国（国土交通省）の事業です。

本事業により、離島航路の維持に関しても、事業内容に応じて、主に以下のような支援策が設けられています。

- | | |
|--------------|--|
| ①離島航路運営費等補助金 | <u>運航費の欠損額の一部、離島住民への運賃割引の差額の一部を補助する。</u> |
| ②離島航路構造改革補助金 | 離島航路の維持・改善のために行う調査に関する費用や代替船建造費の一部を補助する。 |

2. 離島航路運営費等補助金

離島航路運営費等補助金を受けるためには、都道府県、市区町村、交通事業者若しくは交通施設の管理者等からなる協議会での議論を経て策定された「生活交通確保維持改善計画（離島航路確保維持計画）」に基づいて、地域公共交通確保維持事業を実施する必要があります。

(1) 補助対象期間

補助金の交付を受けようとする会計年度の9月30日を末日とする1年間
(10月から9月までの1年間)

(2) 補助金額

実績収支差見込額を基に、定められた計算方法より算出された航路の運営費にかかる補助対象経費の1/2が補助金額となります。

3. 生活交通確保維持改善計画（離島航路確保維持計画）

(1) 提出について

離島航路運営費等補助金を受けようとするときは、6月30日までに、生活交通確保維持改善計画(離島航路確保維持計画)を策定して、国へ認定申請書を提出する必要があります。

※当該提出年の10月から翌年9月までの期間に係る計画を策定します。

4. 事業評価

①自己評価（一次評価）

地域公共交通確保維持改善事業による支援を受けた事業については、毎年度、協議会による事業の実施状況の確認、評価を行い、その結果を、補助金の交付を受けようとする会計年度の1月末（令和5年1月20日）までに、それぞれの協議会から、地方運輸局等に報告するとともに、公表することとなっています。

②二次評価

地方運輸局等は、それぞれの協議会から報告を受けた自己評価（一次評価）を基に、二次評価を行うこととなっています。

③第三者評価委員会

自己評価（一次評価）を実施した協議会のうち、中部運輸局が必要と認める協議会等に対して、第三者評価委員会への出席を求めることとなっています。

※地域公共交通計画（志摩市地域公共交通網形成計画）の計画期間終了前年度にあたることから、第三者評価委員会の評価結果を次期地域公共交通計画策定に反映する観点で、志摩市地域公共交通会議の第三者評価委員会への出席が、今年度（令和4年度）求められています。（令和5年2月）

【参考】補助航路に係る主な基準

- 一 離島振興法第2条第1項の規定により指定された離島振興対策実施地域又はこれに準ずる地域に係る航路であること。
- 二 本土と前号の地域又は前号の地域相互間を連絡する航路であり、かつ、以下のいずれかに該当すること。
 - イ 他に交通機関がないか又は他の交通機関によることが著しく不便となること。
 - ロ 同一離島に複数の航路が存在する場合に、同一離島について起点の港を異にし、終点が同一の市町村にない航路であり、協議会で決定された航路であること。
- 三 当該航路が陸上の国道又は都道府県道に相当する海上交通機能を有すること。
- 四 当該航路において関係住民のほか、郵便・信書便又は生活必需品及び主要物資等を輸送していること。
- 五 当該航路の経営により生ずる欠損見込が明らかにやむを得ないと認められるとともに、整備計画に適合する運航計画に従って営んだ場合における収支差額が25万円以上であることが見込まれること。

計画期間:令和3年10月～令和4年9月

和具～賢島航路

生活交通確保維持改善計画 (離島航路確保維持計画)

令和3年6月30日

志摩市

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

志摩市は2018年6月に政府より「SDGs 未来都市」に選定されました。SDGs（持続可能な開発目標）とは、2015年9月に国連で採択された国際的な取組目標で、2030年までに全ての国や地域で取り組むべき17の目標を定めています。そのうち目標11「住み続けられるまちづくりを」を達成するためのターゲット（具体策）の1つ、11.2に以下のように公共交通の重要性が示されています。

「2030年までに、脆弱な立場にある人々、女性、子ども、障害者、および高齢者のニーズに特に配慮し、公共交通機関の拡大などを通じた交通の安全性改善により、すべての人々に、安全かつ安価で容易に利用できる、持続可能な輸送システムへのアクセスを提供する。」

また、目標8「働きがいも経済成長も」を達成するためのターゲット8.9には以下のことが示されています。

「2030年までに、雇用創出、地方の文化振興・産品販促につながる持続可能な観光業を促進するための政策を立案し実施する」

志摩市はこの具体的政策の1つとして、公共交通充実の必要性を認識しています。

このように、公共交通確保がSDGsへ果たす役割は大きく、また市民の公共交通への関心や観光面からの充実の必要性の高さから、志摩市では2019年8月に「志摩市地域公共交通網形成計画」を策定し、それに基づく具体策を現在進めています。

志摩市志摩町に属する間崎島は、本土から約4km離れた風光明媚な英虞湾に浮かぶ離島で、人口約70人、そのうち約84%が65歳以上という高齢化率が非常に高い島です。

本土との行き来には、唯一の公共交通機関である、志摩マリンレジャー株式会社が運航する和具～賢島航路を利用しています。

当航路は志摩市志摩町和具の和具浦を起点に、間崎島を経由し志摩市阿児町神明の賢島港に至る航路であり、島民の本土との往来に加え、新聞や宅配便などの物資の輸送を担い日常生活を支えるとともに、和具にある県立水産高等学校への通学手段としても利用されている重要な航路となっています。また、間崎島には島民の文化・教養・福祉の増進を図るための公的施設として志摩市間崎島開発総合センターはあるものの、学校、病院（訪問診療を月2回程度実施）などはなく、本土に行かざるを得ない状況にあります。特に高齢化が進む間崎島では、医療機関への通院など離島航路の必要性は高まっています。

さらに、本航路は、乗船場が賢島駅に隣接するという利便性や、英虞湾の美しい風景を楽しめるといった観光航路としての潜在力も持ち合わせていることから、「志摩市地域公共交通網形成計画」において、「英虞湾定期船の観光客の利用促進」を重点施策の1つとして位置づけています。そして英虞湾定期船の維持は、SDGs 未来都市として当然行うべきことでもあります。

一方で、離島住民の人口は年々減少し、少子高齢化と相まって航路利用者も長期的に減少しており、国道260号の整備や県立水産高等学校の学科改編の影響もあり、利用者の減少が進んでいる状況です。新型コロナウイルス感染症拡大の影響もあって、観光客利用も減少傾向にあ

ります。また、近年の燃油費の変動は、航路経営に大きな影響を及ぼしており、この傾向は今後も続くものと予想されます。

引き続き、この航路を運航する必要がありますが、航路を取り巻く環境は非常に厳しくなっています。令和3年10月からは運賃改定による収支改善の取組を予定しているものの、航路事業者単独で航路を維持していくことは困難な状況にあります。今後も安定した航路運営を図るためには、公的な支援が必要不可欠です。

2. 地域公共交通確保維持事業に係る定量的な目標・効果

2020（令和2）年度の本航路の利用者実績は、島民が約2,700人、定期券を利用している学生及び通勤客が約6,300人、その他約11,000人が島民以外の志摩市民及び観光客等であり、年間の利用者合計は約20,000人となっています。新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けたことで、前年度に比べ利用者が21.4%減少しました。

本航路においては、島民や定期券利用者の減少のほか、観光客の減少が特に大きく、日常生活面及び観光面の両面から効果的な施策が求められています。

今後は、乗船場が賢島駅に隣接しているという立地を踏まえ、鉄道との乗り継ぎ改善等により、利便性の高い乗り物としてPRを展開し、島民はもとより高校生の通学利用等を促進するほか、観光客利用の観点でも鉄道と船の組み合わせによる誘客に注力していきます。特に、英虞湾や離島の魅力を活かした観光コンテンツの磨き上げを進め、間崎島における散策・自然体験及び前島半島での海女小屋体験・真珠取り出し体験等を活用した誘客を行うなど、観光関連事業者等と連携した観光面での利用促進を図り、本航路の維持・発展に努めていきます。

本計画では、通学利用や観光客利用の促進を行うことで、和具～間崎～賢島区間の年間利用客数について、過去3か年の年間実績値平均24,053人から1,100人増加させ、25,200人とすることを定量的目標として設定します。

3. 地域公共交通確保維持事業により運航を確保・維持する航路の概要及び運航予定者

運航予定者：志摩マリレジャー株式会社（和具～賢島航路）

航路の概要：以下計画書参照

運航計画書（様式第2-2）

航路整備計画（様式第2-3）

4. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者

令和4年度	収入見込額	12,769千円
	費用見込額	21,921千円
	収支差見込額	▲9,152千円
	運賃割引額	546千円
	負担者	国、三重県、志摩市、志摩マリンレジャー株式会社

※詳細は航路損益見込計算書（様式第2-4）参照

離島住民運賃割引見込書（様式第2-5-2）参照

5. 地域公共交通確保維持事業の改善等に関する事項

別添：離島航路3カ年計画（様式第2-5）

6. 離島航路構造改革事業に係る目的・必要性

7. 離島航路構造改革事業に係る定量的な目標・効果

8. 離島航路構造改革事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

該当事業がないため省略

9. 協議会の開催状況と主な議論

志摩市地域公共交通会議離島航路幹事会 令和3年6月25日開催

○主な議題

- ・航路の現状についての報告
- ・離島航路確保維持計画（案）の検討

○主な意見

- ・地域公共交通確保維持事業に係る定量的な目標について、わかりやすい形で整理して設定すべき。
- ・地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性の記述において、志摩市地域公共交通網形成計画との関係性を明記すべき。
- ・地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性の記述においてSDGs（持続可能な開発目標）の目標・ターゲットとの関連性を明記すべき。

10. 利用者等の意見の反映状況

間崎島住民に対する説明会を開催し、航路の現状や運賃改定等について説明し、利用者の視点に立った意見をいただいた。また、生徒が日常的に通学で利用する県立水産高等学校に対しても、同様に説明を行い、意見をいただいた。

以上の意見聴取を踏まえ、具体的には、現状の便数を維持すること、離島住民運賃割引補助の適用、学生の利用増に向けた取組を進めることなどを当計画に反映した。

また、当計画を策定する志摩市地域公共交通会議は離島航路幹事会を設置し、間崎島住民代表3名が参画するとともに、2021年度からは県立水産高等学校長も加わり、利用者・住民の意見を協議に直接反映している。

11. 協議会（志摩市地域公共交通会議 離島航路幹事会）のメンバー構成

会 長	志摩市副市長	世古 勝
	名古屋大学教授	加藤 博和
	間崎自治会長	岩城 正幸
	間崎婦人会長	山本 くに枝
	間崎地区民生委員・児童委員	山本 幸保
	三重県立水産高等学校長	水谷 正樹
	志摩市観光協会専務理事	西崎 巳喜
	志摩マリレジャー株式会社 取締役社長	矢尾 弘
	中部運輸局鳥羽海事事務所 次長	中村 陽一
	三重県南部地域活性化局次長兼南部地域活性化推進課長	生川 哲也
	志摩市産業振興部長	南 智子
	志摩市政策推進部長	箕浦 勤

和具～賢島航路の利用状況

資料1-3

大人1.0、小人0.5でカウント (単位:人)

令和4年度	令和3年 10月	11月	12月	令和4年 1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	計
和具～間崎区間	502.0	175.0	128.0	440.5	159.0	144.0	423.5	191.0	99.0	414.0	218.0	99.0	2,993.0
間崎～賢島区間	668.0	755.0	720.5	507.0	608.0	685.0	636.0	626.0	727.5	662.5	1,181.5	644.5	8,421.5
和具～賢島区間	1,143.5	801.5	699.5	1,222.5	391.5	1,020.5	853.0	1,094.5	818.5	344.5	1,716.0	1,227.5	11,333.0
計	2,313.5	1,731.5	1,548.0	2,170.0	1,158.5	1,849.5	1,912.5	1,911.5	1,645.0	1,421.0	3,115.5	1,971.0	22,747.5
うち 和具～賢島区間 (定期券利用客除く)	293.5	351.5	399.5	372.5	191.5	720.5	353.0	444.5	368.5	344.5	716.0	477.5	5,033.0
うち 和具～賢島区間 (定期券利用客)	850.0	450.0	300.0	850.0	200.0	300.0	500.0	650.0	450.0	0.0	1,000.0	750.0	6,300.0

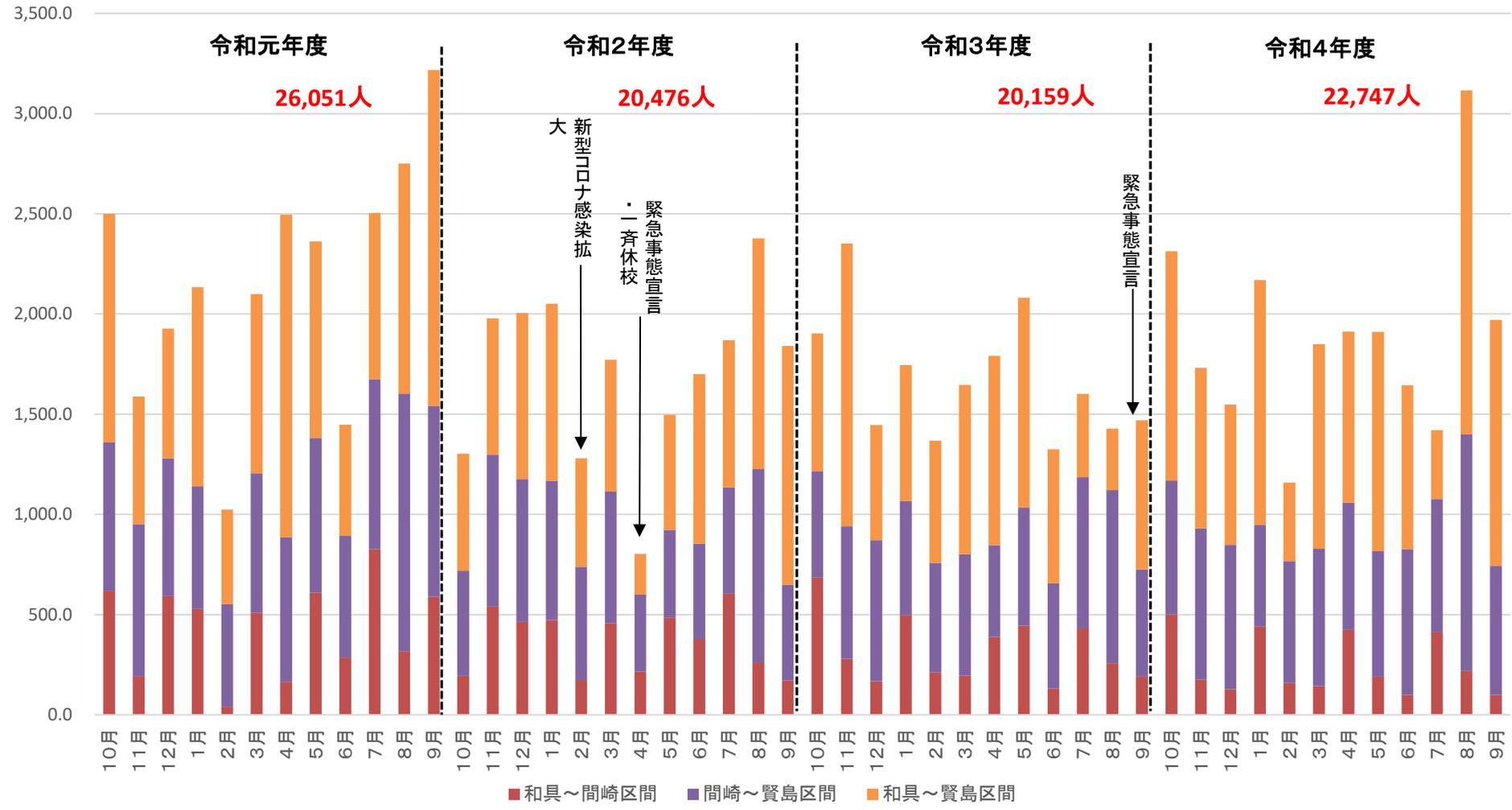
<参考>

(単位:人)

令和3年度	令和2年 10月	11月	12月	令和3年 1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	計
和具～間崎区間	684.5	280.0	168.0	498.0	210.5	196.0	388.5	444.0	131.5	431.5	257.0	190.0	3,879.5
間崎～賢島区間	529.5	661.0	704.5	568.0	548.5	605.5	458.5	589.0	525.5	754.0	865.0	535.5	7,344.5
和具～賢島区間	689.5	1,410.5	573.0	678.5	609.0	845.5	945.0	1,048.5	668.0	416.0	306.5	745.0	8,935.0
計	1,903.5	2,351.5	1,445.5	1,744.5	1,368.0	1,647.0	1,792.0	2,081.5	1,325.0	1,601.5	1,428.5	1,470.5	20,159.0
うち 和具～賢島区間 (定期券利用客除く)	339.5	610.5	373.0	278.5	209.0	395.5	245.0	348.5	218.0	416.0	306.5	345.0	4,085.0
うち 和具～賢島区間 (定期券利用客)	350.0	800.0	200.0	400.0	400.0	450.0	700.0	700.0	450.0	0.0	0.0	400.0	4,850.0

令和2年度	令和元年 10月	11月	12月	令和2年 1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	計
和具～間崎区間	195.5	540.0	464.0	473.5	173.5	457.5	216.0	487.0	378.0	604.0	262.5	173.0	4,424.5
間崎～賢島区間	524.5	758.0	712.5	694.5	565.5	656.5	383.5	436.5	476.0	531.0	964.0	476.0	7,178.5
和具～賢島区間	582.5	680.0	829.0	883.0	541.5	658.0	203.0	573.0	845.5	734.5	1,151.5	1,191.5	8,873.0
計	1,302.5	1,978.0	2,005.5	2,051.0	1,280.5	1,772.0	802.5	1,496.5	1,699.5	1,869.5	2,378.0	1,840.5	20,476.0
うち 和具～賢島区間 (定期券利用客除く)	432.5	680.0	429.0	683.0	391.5	358.0	147.0	73.0	345.5	332.5	301.5	441.5	4,615.0
うち 和具～賢島区間 (定期券利用客)	150.0	0.0	400.0	200.0	150.0	300.0	56.0	500.0	500.0	402.0	850.0	750.0	4,258.0

和具～賢島航路 過去4か年度の利用状況



年間輸送実績(利用者別)

資料1-4

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和元年度 令和4年度 比較
利用者合計 (人)	26,051	20,476	20,159	22,747.5	▲ 3,303.5
対前年比	-	-21.4%	-1.5%	12.8%	-12.7%
離島住民 (人)	2,970	2,690	2,470	3,210	240
対前年比	-	-9.4%	-8.2%	30.0%	8.1%
定期券を利用している学生及び通勤客 (人)	7,050	6,308	6,500	7,600	550
対前年比	-	-10.5%	3.0%	16.9%	7.8%
島民以外の志摩市民及び観光客 (人)	16,031	11,478	11,189	11,937.5	▲ 4,093.5
対前年比	-	-28.4%	-2.5%	6.7%	-25.5%

- (1) 令和4年度は利用者合計が増加に転じた。
- (2) 離島住民・定期券利用はコロナ禍以前の水準に回復した。
⇒ 令和4年度より島民割引を和具-賢島間へ拡充
⇒ 令和4年度より高校生への通学定期補助を実施
- (3) 島民以外の利用者も増加には転じたが、増加率は低い状況である。

地域公共交通確保維持改善事業・事業評価(生活交通確保維持改善計画に基づく事業)

令和4年12月16日

協議会名: 志摩市地域公共交通会議

資料1-5

評価対象事業名: 離島航路運営費等補助金

①補助対象事業者等	②事業概要	③前回(又は類似事業)の事業評価結果の反映状況	④事業実施の適切性	⑤目標・効果達成状況	⑥事業の今後の改善点(特記事項を含む)
【補助対象となる事業者名等の名称を記載】	【系統名・航路名・設備名、運行(航)区間、整備内容等を記載(陸上交通に係る確保維持事業において、車両減価償却費等及び公有民営方式車両購入費に係る国庫補助金の交付を受けている場合、離島航路に係る確保維持事業において離島航路構造改革補助(調査検討の経費を除く。)を受けている場合は、その旨記載)】	【事業評価の評価対象期間において、前回の事業評価結果をどのように生活交通確保維持改善計画に反映させた上で事業を実施したかを記載】	A・B・C評価 【計画に基づく事業が適切に実施されたかを記載。計画どおり実施されなかった場合には、理由等記載】	A・B・C評価 【計画に位置付けられた定量的な目標・効果が達成されたかを、目標ごとに記載。目標・効果が達成できなかった場合には、理由等を分析の上記載】	【事業の今後の改善点及びより適切な目標を記載。改善策は、事業者の取り組みだけでなく、地域の取り組みについて広く記載。特に、評価結果を生活交通確保維持改善計画にどのように反映させるか(方向性又は具体的な内容)を必ず記載すること。】 ※なお、当該年度で事業が完了した場合はその旨記載
志摩マリンレジャー株式会社	【航路名】和具～賢島航路 【航路区間】和具～間崎～賢島	航路情報のGTFS化及びオープンデータ化を行い、周辺公共交通機関との接続性の向上を図った。 航路が県立水産高校への重要な通学手段であることから、通学利用の促進を図ることを目的に、高校生等航路通学支援補助金の交付を開始した。 航路も含めた来訪者向け公共交通マップを作成し、情報発信の強化を図った。 市、鉄道事業者、観光協会との連携により、鉄道を利用して志摩地域の魅力ある食を満喫していただける旅行商品の割引販売を実施した。旅行商品に航路の目的地となる前島エリアを加え、鉄道と航路を利用した誘客を図った。 離島住民割引を、間崎～賢島間に加え、和具～間崎間に拡充し、住民利用の促進を図った。	A 強風や波浪の影響により運行できない便もあったが、事業(運航)は概ね適正に実施された。	C 和具～間崎～賢島区間の年間利用客数について、過去3か年の年間実績値平均24,053人から1,100人増加させ、25,200人とするを定量的目標として設定したが、実績は22,747.5人となった。 新型コロナウイルス感染症の影響もあり、島民利用及び通学利用以外の利用促進が十分に図れなかったことが、主要要因と考えられる。 全体的な利用者数は目標値に至らなかったが、離島住民割引の拡充や高校生等航路通学支援補助金制度の実施により、離島住民の利用や通学利用は、令和元年度(コロナ禍以前)の水準まで回復している。	燃油価格高騰などの状況がある中、生活航路としての維持を図るため、定期券割引率の見直しを行うとともに、県立水産高校の通学利用を維持するため、高校生等航路通学支援補助金の拡充を図る。 航路の目的地となる前島エリアの観光資源の磨き上げを行うとともに、前島エリアにおける二次交通の整備を進める。 航路の経由地である間崎島について、様々なイベントや大学生などによる研究活動等のフィールドとして利用されるよう促すなど、島民との連携により離島振興の面からも航路の利用促進を図る。

事業実施と生活交通確保維持改善計画との関連について

令和4年12月16日

協議会名:	志摩市地域公共交通会議
評価対象事業名:	離島航路運営費等補助金
地域の交通の目指す姿 (事業実施の目的・必要性)	<p>令和元年8月に志摩市地域公共交通網形成計画を策定し、本計画が目指す将来像として、住民と来訪者の両者を念頭に置き、「だれもが、いつまでも、安心して自由にでかけられ、訪れたひとがみな、まちじゅうを自由に巡り、自然やひとの魅力にであえるまち」と定めている。また、基本理念には「住む人支え＝誰もがいつまでも安心して暮らしていけるための最低限の生活の質を保証する生活交通サービスの確保」と「来る人迎える＝利便性が高く、持続可能な生活交通ネットワークの追及」の2点を掲げ、その取組方針を「費用効率の高い方策によって、みんなで取り組む」こととしている。</p> <p>これらの目指す姿の実現には、志摩市内に住むすべての住民が、公共交通ネットワークを使って気軽にお出かけを楽しめ、初めてくる来訪者も住民とともに利用できるような環境を構築する必要がある。</p> <p>また、令和5年度は、地域公共交通計画(志摩市地域公共交通網形成計画)の計画期間終了前年度にあたることから、次期地域公共交通計画策定への反映も視野にいれた、事業構築が必要である。</p>

令和4年度 地域公共交通確保維持改善に関する自己評価
(及び地域公共交通計画の評価結果) 概要 (全体)

志摩市地域公共交通会議 (三重県志摩市)

平成19年4月1日設置

令和元年8月 志摩市地域公共交通網形成計画策定
(計画期間：令和元年8月～令和6年3月)

令和3年6月30日 確保維持改善計画(離島航路確保維持計画)策定

令和4年9月26日 令和4年度評価結果送付

1. 【Plan】 協議会等が目指す地域公共交通の姿

【計画が目指す将来像】

住む人のだれもが、いつまでも、安心して自由にでかけられ、訪れた人がみな、まちじゅうを自由に巡り、自然やひとの魅力にであえるまち

基本方針①

地域特性と住民のニーズに対応した、持続可能な公共交通システムの実現

基本方針① 目標

- 公共交通利用者の減少をくい止めます。
- 公共交通空白地域を縮小します。
- すべての自治会地区から鷺方駅周辺の主要買い物拠点、医療拠点に公共交通により1回以内の乗り換えで行けるようになります。

基本方針②

観光との連携による公共交通の利用促進

基本方針② 目標

- 公共交通を利用する観光客数を増加させます。

基本方針③

公共交通を維持するために住民・事業者・行政との協働を推進する仕組みの構築

基本方針③ 目標

- 住民が地域の公共交通について問題意識を持ち、議論する場をつくります。
- 住民が公共交通について知る機会をつくり、意識を高めます。

重点施策① MaaS (Mobility as a Service) 構築による公共交通の再生
重点施策② 阿児地域生活路線の再編成
重点施策③ 英虞湾定期船の観光客の利用促進

人口：46,322人 高齢化率：41%
 ※令和4年10月現在

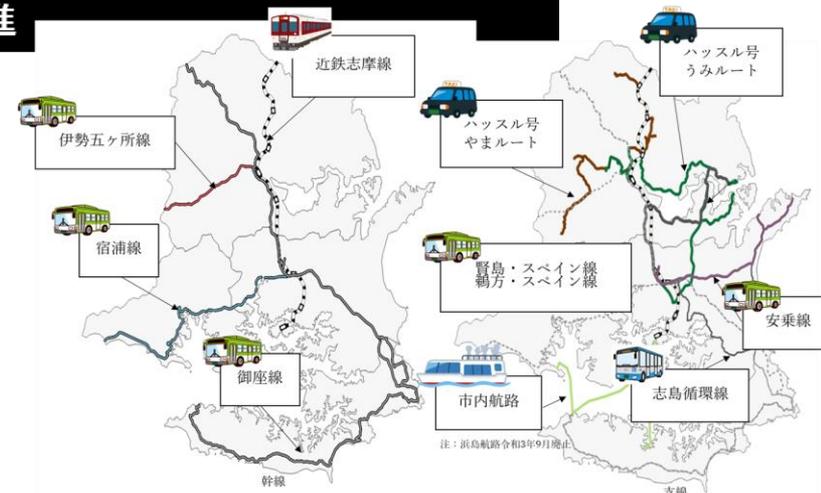
市の概況

【1】 幹線

鉄 道 ▶ 近鉄志摩線
 路線バス ▶ 伊勢五ヶ所線・御座線・宿浦線

【2】 支線

路線バス ▶ 安乗線・志島循環線・スペイン線
 デマンド ▶ 磯部地域予約運行型バス
 航 路 ▶ あご湾定期航路



2. 【Do】 目標達成に向けた公共交通に関する主な具体的取組

【1】 地域との連携による無料循環車両の運行

路線バスが廃止となった浜島町浜島地区において、高齢者の通院や買い物の移動を手助けしようと、地域の有志が電気自動車による循環運行を実施（令和2年2月）。通院を中心に地域の高齢者の重要な移動手段となっている。

運行：月・水・金の午前8便
 料金：無料
 利用者：年間約400人
 停留所：医療機関など14ヶ所
 運用：浜島町まちづくり委員会
 その他：車両は市が貸与・管理



【2】 志摩の食と鉄道の旅応援事業の実施

鉄道利用の促進と志摩の魅力ある食のPRを目的に、志摩の海の幸をメインとした鉄道利用とのセットによるお得な旅行商品を造成。鉄道と航路の組み合わせによる前島エリアへの利用にもつながった。



割引：おとな8,000円（最大）
 実施期間：第1弾 2021/11～2022/03
 第2弾 2022/05～2022/09
 利用者数：4,306人
 実施連携：近畿日本鉄道 志摩市観光協会
 志摩市

【3】 高校生への公共交通授業

路線バスやあご湾定期航路により通学する学生と、地域の公共交通について考えるための授業を実施。授業と通じた学生の声から、路線バスの乗り継ぎダイヤの改善等にもつながった。

実施校：県立水産高等学校
 開催日：2022/01/15
 講師：
 名古屋大学大学院環境学研究科
 加藤 博和 教授
 （志摩市地域公共交通会議委員）



【4】 あご湾定期航路の高校生通学支援

航路が県立水産高校への重要な通学手段であることから、通学利用の促進を図ることを目的に、高校生等航路通学支援補助金を交付。令和4年度の交付実績から効果検証の方法を検討していく。

対象：航路通学の高校生
 補助額：定期券料金の12.5%
 6カ月定期の場合10,800円
 路線バスの定期券価格を参考に補助率設定
 開始：2022/04/01



3. 【Check】 計画の目標の達成状況とその理由についての考察

目標	目標値	達成状況 ※令和4年3月現在	考察
幹線に位置づけられる路線の利用者数	600,000人	402,200人	新型コロナウイルス感染症の影響による観光客数の減少などもあり、目標達成に至っていない。
支線に位置づけられる路線の利用者数	53,000人	37,760人	学生等地域住民の利用により、新型コロナウイルス感染症の影響からは回復傾向にあるものの、目標達成には至っていない。
公共交通空白地域の比率	0%	22.5%	浜島町浜島地区における無料循環車両の運行により、公共交通空白地の一部が解消したが、目標達成には至っていない。
公共交通の駅・停留所から徒歩圏内の観光地の入込み客数	2,000,000人	1,032,480人	令和元年度には、約190万人と目標値に近づいたが、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、目標達成に至っていない。
地域別・地区別公共交通懇談会の開催回数	105回	0回	新型コロナウイルス感染症の影響もあり、懇談会を開催できず、目標達成に至っていない。（代替のアンケート調査を実施）
「乗り方教室」の実施回数	5回	2回	行政番組（ケーブルテレビ）を活用した路線バスの乗り方に関する周知啓発を行ったが、目標達成には至っていない。

課題

新型コロナウイルス感染症の影響により、住民ニーズの把握等が十分に行うことができなかったことなどの要因もあり、**公共交通空白地域の解消（支線に位置づけられる路線の整備・再編）に関する具体的な検討・取り組みが行えていない。**

今後の取組方針

地域特性の異なる5つの地域からなる志摩市において、既存の公共交通サービスを最大限に活用するとともに、最新のデジタル技術等についても積極的に活用し、**各地域の特性に応じた持続可能な地域公共交通ネットワークの構築**を図る。

目指すべき姿

- 【1】 地域住民の移動のために
志摩市の各地域内において、路線バスの停留所や駅（幹線）、病院、商業施設、公共施設などへの移動・接続を可能とする地域公共交通の整備・再編を図る。
- 【2】 観光客の移動のために
【1】により構築した地域公共交通ネットワークを観光客の二次交通としても活用することで、鉄道・路線バス（幹線）や定期航路とあわせた利用促進を図る。

地域公共交通計画の策定（令和6年4月）に向けて

現行の志摩市地域公共交通網形成計画において達成できなかった上記の課題について、次期計画では、スケジュールや取り組みをより具体的に示し、実効性のある内容により推進できるよう策定にあたる。

年度	二次評価結果	事業評価結果の反映状況 (具体的対応内容)	今後の対応方針
前回	航路情報のGTFS化、オープンデータ化により、周辺公共交通機関との接続性の向上等、利便性向上につなげられることを期待します。	航路情報のGTFS化及びオープンデータ化を行い、周辺公共交通機関との接続性の向上を図った。	航路の目的地となる前島エリアの観光資源の磨き上げを行うとともに、前島エリアにおける二次交通の整備を進める。
	航路は県立水産高校への重要な通学手段であることから、利便性の維持及び、学校と連携した通学利用促進について期待します。	県立水産高校における航路通学利用の促進を図ることを目的に、高校生等航路通学支援補助金の交付を開始した。	燃油価格高騰などの状況下において、定期券割引率の見直しを行うとともに、高校生等航路通学支援補助金の拡充を図る。
	市内を運行する地域間幹線系統のうち輸送量が低迷している系統について、引き続き、利用促進や系統維持に向け県や関係者と連携して取組を実施されるよう期待します。	市、鉄道事業者、観光協会との連携により、鉄道利用と志摩市の魅力ある食を組み合わせた旅行商品の販売を行った。	島民、大学や関係団体等との連携により間崎島の活性化を図ることで、離島振興の面からも航路の利用促進を図る。
前々回	観光客のみならず地域住民も利用できるような持続的な交通システムとなるよう、志摩地域観光型MaaSの本格運用に向けた今後の取組に期待します。	新型コロナウイルス感染症の影響による観光客の大幅な減少もあり、観光型MaaSの本格運用に至っていない。	MaaSの運用も視野にいたした地域公共交通ネットワークの構築、交通事業者との連携を図る。
	離島航路・地域間幹線の利用促進に向けた取組を推進されることを期待します。	市、鉄道事業者、観光協会との連携により、鉄道利用と志摩市の魅力ある食を組み合わせた旅行商品の販売を行った。	島民、大学や関係団体等との連携により間崎島の活性化を図ることで、離島振興の面からも航路の利用促進を図る。
	コロナ禍においても安心して公共交通を利用してもらえるよう、公共交通における新型コロナウイルス対策をPRすることにより、利用促進につなげられることを期待します。	航路を安心して利用できるよう、熱感知カメラの設置、船室内の抗ウイルス・抗菌加工等の感染防止対策を実施した。	実施済みの感染防止対策に加え、交通事業者との連携による基本的な感染対策の徹底を図り、安心して公共交通を利用していただけるよう取り組む。

※前回：令和4年3月10日、前々回：令和3年3月1日

年度	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
令和元年度	計画の推進			
	○ 離島航路幹事会	◎ 地域公共交通会議	○ 陸上交通幹事会	
	← 地域別住民懇談会		← 地区別住民懇談会 (1回目)	
令和2年度	計画の推進			
	○ 離島航路幹事会 前年度の評価	◎ 地域公共交通会議	○ 陸上交通幹事会	
	← 地域別住民懇談会		← 地区別住民懇談会 (1回目)	
令和3年度	計画の推進		改善計画の推進	
	○ 離島航路幹事会 中間評価・改善策の検討	◎ 地域公共交通会議	○ 陸上交通幹事会	
	← 地域別住民懇談会		← 地区別住民懇談会 (2回目)	
	← 地区住民懇談会 (1回目)			
令和4年度	改善計画の推進			
	○ 離島航路幹事会 前年度の評価	◎ 地域公共交通会議	○ 陸上交通幹事会	
	← 地域別住民懇談会		← 地区別住民懇談会 (2回目)	
令和5年度	改善計画の推進			
	○ 離島航路幹事会 最終評価・次期計画の方針の検討	◎ 地域公共交通会議	○ 陸上交通幹事会	
	← 次期計画の策定		← 地区別住民懇談会 (2回目)	

協議会の実施状況 (直近1年間)

- ◆ 志摩市地域公共交通会議 第1回離島航路幹事会
令和4年6月20日 (月)
(主な議題)
生活交通確保維持改善計画 (離島航路確保維持計画) の策定について
- ◆ 志摩市地域公共交通会議 第1回陸上交通幹事会
令和4年8月 (書面開催)
(主な議題)
路線バス「志島循環線」バス停留所「福祉センター」の取り扱いについて
- ◆ 志摩市地域公共交通会議 第1回全体会
令和4年9月1日 (木)
(主な議題)
志摩市地域公共交通網形成計画の評価について
- ◆ 志摩市地域公共交通会議 第2回全体会
令和4年12月16日 (金)
(主な議題)
地域公共交通確保維持改善事業の事業評価について
路線バス「志島循環線」の運賃設定見直しについて
志摩市地域公共交通計画の策定について

【路線定期運行 様式】

道路運送法に基づく協議が調っていることの証明書

令和4年12月16日付け志摩市地域公共交通会議において、下記事項に関し、協議が調ったことを証明する。

記

1. 運行の様態

路線定期運行

2. 協議が調った事項（※該当する番号に○を記載）

① 路線の新設	② 路線の休止	③ 路線の廃止
④ 使用車両（乗車定員11人未満）	⑤ 最低車両数（常用車5両・予備車1両未満）	⑥ 車両の併用
⑦ 運行計画（運行系統・運行回数・運行時刻・運輸期間）	⑧ 運賃及び料金	
⑨ その他（ ）		

3. 協議が調っている路線及び運行系統

（1）路線：別添路線図のとおり

（※新設・休止・廃止する路線区間をそれぞれ路線図に記載）

（2）運行系統：志島循環線

（※運行計画の設定・変更に係る系統、または、運賃・料金を適用する停留所に係る系統を記載）

4. 協議が調っている運賃及び料金の種類、額及び適用方法

別紙運賃表のとおり

5. 適用する期間又は区間その他の条件を付す場合にはその条件

なし

令和4年 月 日

志摩市地域公共交通会議

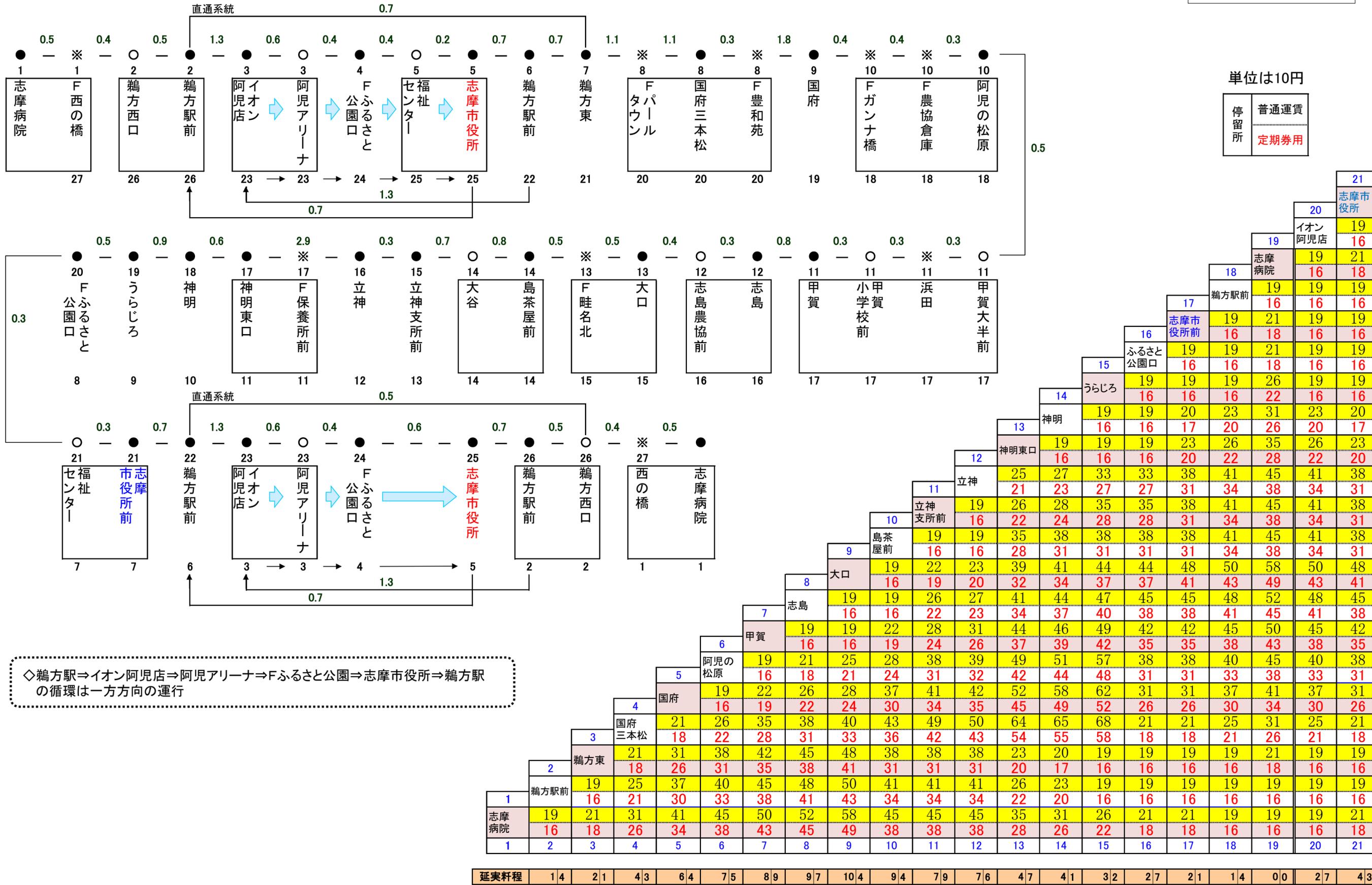
会長 世古 勝

運賃の見直し内容

区分	現行運賃額			加算額
普通運賃	180円	～	220円	+10円～※
	230円	～	310円	+20円～※
	320円	～	490円	+30円～※
	500円	～	990円	+40円～※
	1000円	～		+50円～※
※: 区間により異なる場合有り				

2023.3.1改正

資料2-4 (1) 新運賃表



備考 ①●印は区界停留所を示す。枠内を除いてその停留所は外方運賃を適用する。 ②枠内はその区界停留所と同一運賃を適用する。
 ③同一枠内間の運賃は190円とする。

令和4年10月25日

路線バス（乗合バス）運賃設定の見直しについて

三重交通株式会社（取締役社長：竹谷賢一、本社：津市中央1番1号）は、国土交通省中部運輸局に対し、一般乗合旅客自動車運送事業の運賃設定変更届出を行いましたのでお知らせします。

当社は、国の認可運賃（上限運賃）を下回るように実施している運賃について、将来にわたり安全、安心、安定、快適な輸送サービスを維持していくため、認可の範囲内において運賃の見直しを行うものです。ご利用の皆様には、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 届出理由

当社では、自家用車の普及や人口減少・少子化の急速な進行に伴いバス利用者が年々減少し、厳しい経営状況の中、利用者動向を踏まえた運行計画の見直し、ICカードシステムやバスロケーションシステムの導入などサービス向上、人件費の抑制や経費削減など経営改善に取り組みながら、公共交通機関としての使命を果たしてまいりました。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症拡大による新たな生活様式の定着により移動需要が減少し、今後も恒常的なバス利用者の減少が想定される中、老朽化した車両の更新や安全対策強化のための投資、運転士不足を補うための費用、燃料価格の高騰など諸経費の増加が見込まれ、当社バス事業を取り巻く経営環境は今後一層厳しい状況が続くことが想定されます。

このような事業経営環境下において、将来にわたり安全、安心、安定、快適な輸送サービスを維持し、地域に根差した公共交通機関としての使命を果たしていくためには運賃の見直しが必要不可欠と判断し、今回の届出を行ったものです。

2. 運賃設定見直しの概要

(1) 届出日 令和4年10月24日

(2) 実施日 令和5年 3月 1日（予定）

(3) 主な変更内容

①普通運賃 平均値上げ率 4.1%

②通勤定期運賃 平均値上げ率 6.8%

※6カ月通勤定期運賃を新設します。

※通学定期運賃は据置きます。

（次項へつづく）

③主要区間における現行・変更運賃比較表

区 間	片道普通運賃		通勤定期運賃 (1カ月)		通学定期運賃 (1カ月)
	現 行	変 更	現 行	変 更	現行据置き
初 乗 運 賃 区 間	180 円	190 円	7,480 円	7,990 円	4,500 円
津 駅 前 ～ 三重会館前	220 円	230 円	9,340 円	9,840 円	5,500 円
津新町駅前 ～ 大学病院前	250 円	270 円	10,280 円	10,980 円	6,000 円
松阪駅前 ～ 三重高校前	340 円	370 円	14,010 円	14,960 円	8,500 円
名張駅東口 ～ つつじが丘	360 円	400 円	14,950 円	15,970 円	9,000 円
近鉄四日市 ～ 笹川団地	400 円	430 円	16,820 円	17,960 円	10,000 円
桑名駅前 ～ 西桑名林 [※] 駅	570 円	610 円	23,360 円	24,950 円	14,500 円
名古屋・栄 ～ 大山田団地	1,050 円	1,100 円	37,060 円	39,580 円	19,500 円 (通学フリー)

3 カ月通勤定期運賃…1 カ月通勤定期運賃×3×5%引（算定式変更なし）

6 カ月通勤定期運賃…1 カ月通勤定期運賃×6×6%引（新設）

※変更後の各区間運賃等は令和 5 年 1 月頃にホームページの運賃検索でご確認いただける予定です。

3. 今後の取り組み

当社では、引き続き、ドライバー異常時対応システム装着車両の導入や運行支援システムの拡充など安全対策を強化するとともに、運転士の健康管理、安全教育にも真摯に取り組みます。また、経年車両についてバリアフリー対応車両への更新を進め、バスロケーションシステムの導入エリア拡充やスマートフォンアプリを利用した時刻・運賃・運行情報の提供、バス待ち環境の整備などお客様のサービス向上に取り組み、安全、安心、安定、快適な輸送サービスの提供に努めてまいります。

(参考) 当社乗合バス輸送人員の推移

	輸送人員	(平成 29 年度比)
平成 29 年度	24,274 千人	(100.0%)
平成 30 年度	23,084 千人	(95.0%)
令和元年(平成 31 年)度	23,009 千人	(94.7%)
令和 2 年度	16,903 千人	(69.6%)
令和 3 年度	17,500 千人	(72.0%)

以 上

《お問合せ先》 三重交通株式会社 バス営業部乗合営業課

TEL 059-229-5533

HP <https://www.sanco.co.jp/>



地域公共交通計画について

1. 地域公共交通計画とは

地域公共交通計画は、「地域にとって望ましい地域旅客運送サービスの姿」を明らかにする「マスタープラン」としての役割を果たすものです。国が定める「地域公共交通の活性化及び再生の推進に関する基本方針」に基づき、地方公共団体が地域の移動に関する関係者を集めて「活性化再生法に基づく協議会」を開催しつつ、交通事業者や地域の関係者等との個別協議を重ねることで作成していくものです。

地域公共交通計画においては、従来のバスやタクシーといった既存の公共交通サービスを最大限活用した上で、必要に応じて自家用有償旅客運送やスクールバス、福祉輸送、病院・商業施設・宿泊施設・企業などの既存の民間事業者による送迎サービス、物流サービス等の地域の多様な輸送資源についても最大限活用する取組を盛り込むことで、持続可能な地域旅客運送サービスの提供を確保することを求めています。その際、交通系 IC カードや二次元コードの導入によるキャッシュレス化、Wi-Fi の整備といった最新の技術や、更には MaaS（マース：Mobility as a Service）、AI（人工知能：Artificial Intelligence）による配車、自動運転などの技術も最大限活用して生産性を向上しつつ、地域の高齢者はもとより、外国人旅行者も含めた幅広い利用者にとって使いやすいサービスが提供されることが必要です。

このように、地域公共交通計画は、地域の社会・経済の基盤となるものです。そのため、基本的に全ての地方公共団体において、計画の作成や実施を「努力義務」として定めています。

2. 地域公共交通網形成計画との関係性

地域公共交通計画の作成は、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」の改正（令和 2 年 11 月施行）に伴い努力義務として定められており、改正法施行前に作成した「志摩市地域公共交通網形成計画（令和元年 8 月策定）」は、地域公共交通計画とみなされています。

志摩市地域公共交通網形成計画は、令和 6 年 3 月をもって、計画期間が満了することから、改正法に基づき「志摩市地域公共交通計画（仮称）」として作成する必要があります。

3. 国庫補助制度との連動化

改正法の施行に伴い、地域公共交通計画の作成が地域公共交通確保維持事業による補助要件として定められることになりました。

英虞湾定期航路の運行に活用している国庫補助（地域公共交通確保維持改善事業費補助金（離島航路運営費等補助金））を受けるためには、地域公共交通計画を策定し、補助の必要性等を計画の中に位置付ける必要があります。

志摩市地域公共交通計画(仮称)策定 実施内容(案)

1. 計画策定の目的

今後の人口減少や少子化・高齢化の進展を見据え、鉄道・路線バス・コミュニティバス・タクシー・航路など、既存の公共交通サービスを最大限に活用するとともに、最新のデジタル技術等についても積極的に活用し、各地域の状況に応じた持続可能な地域公共交通ネットワークの再構築を図る。

持続可能な地域公共交通ネットワークの再構築により、市民の移動に係る生活交通及び観光交通の利便性を向上させることを目的に、地域公共交通計画の策定を行うものとする。

2. 策定に向けた実施内容

1. 志摩市の現状及び地域概況等の整理

(1) 上位・関連計画の整理

総合計画等の上位計画及び交通関連計画を整理し、志摩市が目指す将来像及び公共交通に関する基本方針を整理する。

(2) 志摩市の概況

交通需要が発生する背景となる志摩市人口の推移、集積等の都市機能特性を把握するとともに、主要施設の立地状況等の都市構造特性を把握する。

(3) 公共交通の現状

① サービス水準の整理

市内を運行する公共交通路線の運行状況及び提供されるサービス水準を整理する。

② 公共交通の利用状況

市内を運行する公共交通路線の利用状況について、路線変遷(路線新設、変更、廃止等)と合わせて整理する。

③ 公共交通の運行状況

市内を運行する公共交通路線の運行に係る経費及び内訳となる国、県補助金、市負担金、収支率等の運行状況を整理する。

(4) 志摩市地域公共交通網形成計画の検証

志摩市地域公共交通網形成計画(令和元年8月～令和6年3月)の検証を行い、地域公共交通計画の策定に反映する。

2. 各種ニーズ調査等の実施・分析

(1) 市民アンケート調査

多様化、広域化する市民の移動実態、公共交通に期待する役割、公共交通維持にかかる費用負担のあり方などを把握するため、市民を対象としたアンケートを企画、実施、集計、分析する。

(2) バス等乗降調査

市内公共交通路線について、路線別、便別のバス等利用特性を把握するため、停留所間OD調査を企画、実施、集計、分析する。

(3) 公共交通利用者アンケート

公共交通の満足度、改善事項、利用促進のアイデアなどを把握するため、公共交通利用者アンケート調査を企画、実施、集計、分析する。

(4) 交通事業者ヒアリング

市内公共交通路線の安全運行を確保するうえでの問題点や改善事項、公共交通利用を促進するためのアイデアなどについて、市内公共交通を運行する交通事業者を対象としたヒアリングを企画、実施、集計、分析する。

(5) 先進事例の調査

本計画の策定及び実施施策の参考となる公共交通の先進事例について、調査、整理、分析を行う。

(6) 市民ヒアリング

市内公共交通に対するニーズを把握するため、高齢者サロン等に出向きヒアリング調査を行う。

※住民懇談会は令和4年11月・12月に実施。

3. 志摩市における地域公共交通の課題と対応方針

(1) 地域公共交通の課題整理

志摩市の地域特性と公共交通の現状及び各種調査結果を踏まえ、地域全体を見渡した面的な公共交通ネットワーク形成の観点に基づく、志摩市全体及び各地域における地域公共交通の課題を整理する。

(2) 課題に対する対応方針の検討

上記(1)で整理した課題に対する対応方針について検討を行う。

4. 地域公共交通計画案の作成

整理された課題を反映させるとともに、法令に定められた事項を盛り込んだ「地域公共交通計画」について検討し、計画案を作成する。

5. パブリックコメント

(1)パブリックコメントの実施

本計画策定について、広く市民に周知・広報するため、志摩市地域公共交通計画(案)策定の段階においてパブリックコメントを実施する。

(2)パブリックコメントの整理・反映

パブリックコメントで得られた意見等について、結果の整理を行うとともに、志摩市地域公共交通計画(案)への反映を行う。

6. 地域公共交通会議の開催

志摩市地域公共交通計画(案)についての協議を行うため、地域公共交通会議を開催する。

志摩市地域公共交通計画 スケジュール

業務	年月	令和4年度					令和5年度											
		11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
① 計画策定業務発注(指名競争入札)				←→														
② 業者決定・契約締結						↔												
③ 策定に係る公共交通会議			●			勉強会		●	離島航路			●			●		●	
④ 志摩市の現状及び地域概況等の整理							←→											
⑤ 住民懇談会		←→																
⑥ 各種ニーズ調査の実施・分析 (市民アンケート) (乗降調査・公共交通利用者アンケート) (交通事業者・市民ヒアリング)								←→										
⑦ 地域公共交通の課題整理											←→							
⑧ 基本的な方針・目標の検討							←→				←→							
⑨ 目標を達成するための施策の検討											←→							
⑩ 計画書素案の策定													←→					
⑪ パブリックコメントの実施															←→			
⑫ 議会															全協			本会議

○和具航路定期旅客運賃改定案

令和5年4月1日改定

		普通 運賃	1か月					3か月					6か月				
			60日×単価	学生		通勤		180日×単価	学生		通勤		360日×単価	学生		通勤	
賢島～和具	現行運賃	800	48,000	15,600	67.5%	24,000	50.0%	144,000	45,360	68.5%	68,400	52.5%	288,000	86,400	70.0%	129,600	55.0%
	改定運賃	800	48,000	19,200	60.0%	28,800	40.0%	144,000	54,720	62.0%	82,080	43.0%	288,000	103,680	64.0%	155,520	46.0%
賢島～間崎	現行運賃	400	24,000	7,800	67.5%	12,000	50.0%	72,000	22,700	68.5%	34,200	52.5%	144,000	43,200	70.0%	64,800	55.0%
	改定運賃	400	24,000	9,600	60.0%	14,400	40.0%	72,000	27,360	62.0%	41,040	43.0%	144,000	51,840	64.0%	77,760	46.0%
和具～間崎	現行運賃	400	24,000	7,800	67.5%	12,000	50.0%	72,000	22,700	68.5%	34,200	52.5%	144,000	43,200	70.0%	64,800	55.0%
	改定運賃	400	24,000	9,600	60.0%	14,400	40.0%	72,000	27,360	62.0%	41,040	43.0%	144,000	51,840	64.0%	77,760	46.0%

※枠内塗りつぶし箇所が発売実績あり

※通学1カ月9名利用期間10カ月（差額324,000円） 3カ月1名利用期間9カ月（差額28,080円） 6カ月1名利用期間1年（差額34,560円） 計386,640円

※通勤K-W6カ月1名利用期間1年（差額51,840円） M-W6カ月2名利用期間1年（差額51,840円） 計103,680円

※定期旅客運賃改定効果 **490,320円**

○志摩市高校生等航路通学支援補助金交付要綱

令和4年3月18日

告示第26号

(趣旨)

第1条 この要綱は、航路の通学利用を促進することにより航路の維持を図ることを目的に、志摩市高校生等航路通学支援補助金(以下「補助金」という。)を予算の範囲内で交付することに関し、志摩市補助金等交付規則(平成16年志摩市規則第60号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 高校生等 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校に在学し、かつ、志摩市遠距離通学補助金交付要綱(平成16年志摩市教育委員会告示第6号)に基づく補助金の交付を受けていないものをいう。
- (2) 航路 志摩マリンレジャー株式会社が運航する和具から間崎島を經由し賢島を結ぶ航路をいう。

(補助対象者)

第3条 補助の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、航路で通学する高校生等の保護者で、通学定期券の購入に要する経費を負担しているものとする。

(補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、航路利用に係る通学定期券の購入に要する経費とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の合計額に8分の1を乗じて得た額とする。

(補助対象期間)

第6条 補助の対象となる期間は、高校生等の在学期間とする。

(補助金の交付申請及び実績報告)

第7条 補助対象者は、志摩市高校生等航路通学支援補助金交付申請書及び実績報告書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、当該年度の9月末日又は3月末日までに市長に

提出するものとする。

- (1) 通学定期券の写し
- (2) その他市長が必要と認める書類
(補助金の交付決定及び額の確定)

第8条 市長は、前条の規定による申請及び実績報告があった場合において、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、補助金の交付の決定及び額の確定をし、志摩市高校生等航路通学支援補助金交付決定及び額の確定通知書(様式第2号)により当該補助対象者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第9条 補助対象者は、補助金の額の確定を受けて、交付の請求をしようとするときは、志摩市高校生等航路通学支援補助金交付請求書(様式第3号)により、市長に請求しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第10条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定額及び確定額の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、既に補助金が交付されているときは、市長はその全部又は一部の返還を命ずるものとする。

- (1) 規則及びこの要綱の規定に違反したとき。
- (2) 提出書類に虚偽の記載をしたとき。
- (3) 補助金の交付に係る補助対象経費の払戻しを受けたとき。
- (4) その他補助金の交付が不相当であると市長が認めたとき。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

公共交通地域別住民懇談会

利用者が減少傾向にある志摩市内の公共交通を守っていくため、市民の皆さんや行政、交通事業者にできること、また、公共交通に対する市民の皆さんの思いなどを意見交換させていただくことを目的に、公共交通地域別住民懇談会を各町単位で開催しました。

開催日・参加者数

大王町	令和4年11月19日(土)	23名
浜島町	令和4年11月26日(土)	22名
志摩町	令和4年11月27日(日)	24名
阿児町	令和4年12月3日(土)	30名
磯部町	令和4年12月11日(日)	55名

※渡鹿野(磯部町)及び間崎(志摩町)は別途開催を予定しています。

ご参加いただいた方

- ①地域の実情をよく知っている方（自治会役員、社会福祉協議会）
- ②地域の高齢者の生活をよく知っている方（民生委員・児童委員、高齢者サロン運営者、老人クラブ役員、地域包括支援センター）
- ③実際に公共交通を利用されている方（高齢者・児童生徒の保護者）

懇談会の内容

1. 公共交通の現状
 - ・市からの説明 ▶志摩市の公共交通、自治会アンケートの結果、事例紹介(群馬県富岡市)
 - ・名古屋大学大学院環境学研究科 加藤 博和 教授 講話
(志摩市地域公共交通会議 委員)
2. 意見交換（グループ討議）
 - 【テーマ1】
なぜ公共交通(バス・船・電車・タクシー)を利用する人が少ないのか？
 - 【テーマ2】
公共交通を守るためにできることは何か？
3. 質疑応答

主なご意見等

【1】 共通

- ①バスが運行していないまちに住もうとは思わないという若者の意見を聞いた。
- ②小型の車両を活用して、狭い道も入れるような公共交通をつくれないうか。
- ③電動カーで移動する高齢者が増えている。
バス停に電動カーを止められるスペースがあればよいという声を聞く。
- ④(加藤教授からの紹介により)三重交通のバスが今どこを走っているか分かるアプリのことを知らなかった。もっと周知してほしい。
- ⑤バス停までの距離が遠く、バスの利用に繋がっていない。
- ⑥高齢者の多くが、シルバーカーを利用しており、そのためにバスや電車に乗れないと感じている。真に必要な人が公共交通を利用できていないのではないか。
- ⑦最新技術を活用した公共交通施策は、結果的に市民の財政的な負担になるのではないか。

【2】 大王

- ①大王地区では、定時定路線の運行ではなく、細やかに停留所が設置された富岡市のようなデマンド乗合タクシーの仕組みが合うと思う。ただし、拡大しすぎると路線バスを利用しなくなるのではないか。
- ②波切の「ぎゅーとら」はバス停が遠いので使いにくい。
- ③ともやまエリアにも住宅ができていますが、公共交通がない。
- ④大王の住民は、志摩町の「ぎゅーとら」や病院へも行く。(志摩町も生活圏に入っている。)

【3】 浜島

- ①浜島にはスーパー等もないため、生活圏として鶴方が入ってくる。鶴方を見据えた交通施策を考えてほしい。
浜島町内だけでの交通施策は意味がない。
- ②学生の通学のために路線バスは必要だが、朝と夕だけでよいのではないか。日中の移動を市がしっかりと考えてほしい。
- ③路線バスの乗り入れがないエリアの交通施策を真剣に考えてほしい。

【4】 志摩

- ①志摩町では、バス停やスーパー、病院に行けるような地域内の交通手段があるとよい。
- ②バイパスに近い地域(北側)に住んでいる子どもは、通学(バス停までの移動)や買い物など日常的な移動に困っている。特に近年は津波を心配して高台に転居する人が多いので、高台の近くを運行する公共交通が必要ではないか。
- ③普段は家族をバス停まで自家用車で送迎しているが、天気が悪い日は、バス停で待つのが辛いので、目的地まで送迎する。バス停の屋根やイスを整備するとバスの利用者が増えるのではないか。
- ④浜島(のってかんせ号)の事例はとても良いと思う。自分たちの自治会でもできないだろうか。

【5】阿 児

- ①学生にとっては、安乗線のダイヤは利用しづらく、家族が鵜方まで送迎している。
- ②老人会でも「路線バスの乗り方」について学ぶ機会を作りたい。
- ③志島循環線など路線バスに乗ったこともなく、どのようなルートを運行しているかも知らない。デマンド交通など次の段階のことを検討するよりも、既存の路線バスをしっかりと知り(周知してもらい)、実際に乗ってみて、課題を話し合うことが先であると思う。
- ④横山周辺は多くの方が住んでおり、高齢化も進んでいる。横山については傾斜も急で、鵜方まで徒歩で移動しているが、体調を崩したりする方もいる。横山展望台と鵜方駅の間は、観光客も多く利用が見込めるので、何かしらの交通手段を設けていただけるとありがたい。

【6】磯 部

- ①磯部は家族関係が他の地区より強いと感じる。移動についても、家族の支え合いの中での対応が優先されるため、公共交通を意識する人は少ないのではないか。ただし、家族で支え合える現在はよいが、10年後には、それらも難しくなってくると思われる。行政にも10年後を見据えた施策検討をお願いしたい。
- ②磯部地区は、地域によって生活圏が異なる。磯部地区での交通施策については、エリアを分けて考える必要があると思う。
- ③地域での公共交通の運営について、自治会が受け皿となることは困難であるが、NPOなどを設立させて、行政のバックアップもしっかりと受けられる体制があれば、有効な手段になり得るかもしれない。
- ④高校生までの世代は自転車移動が中心。電車と自転車があれば、ある程度の移動ができるため、公共交通の必要性は小さいかもしれない。その代わりに、自転車で安心して移動できる道路環境の整備などは必要である。